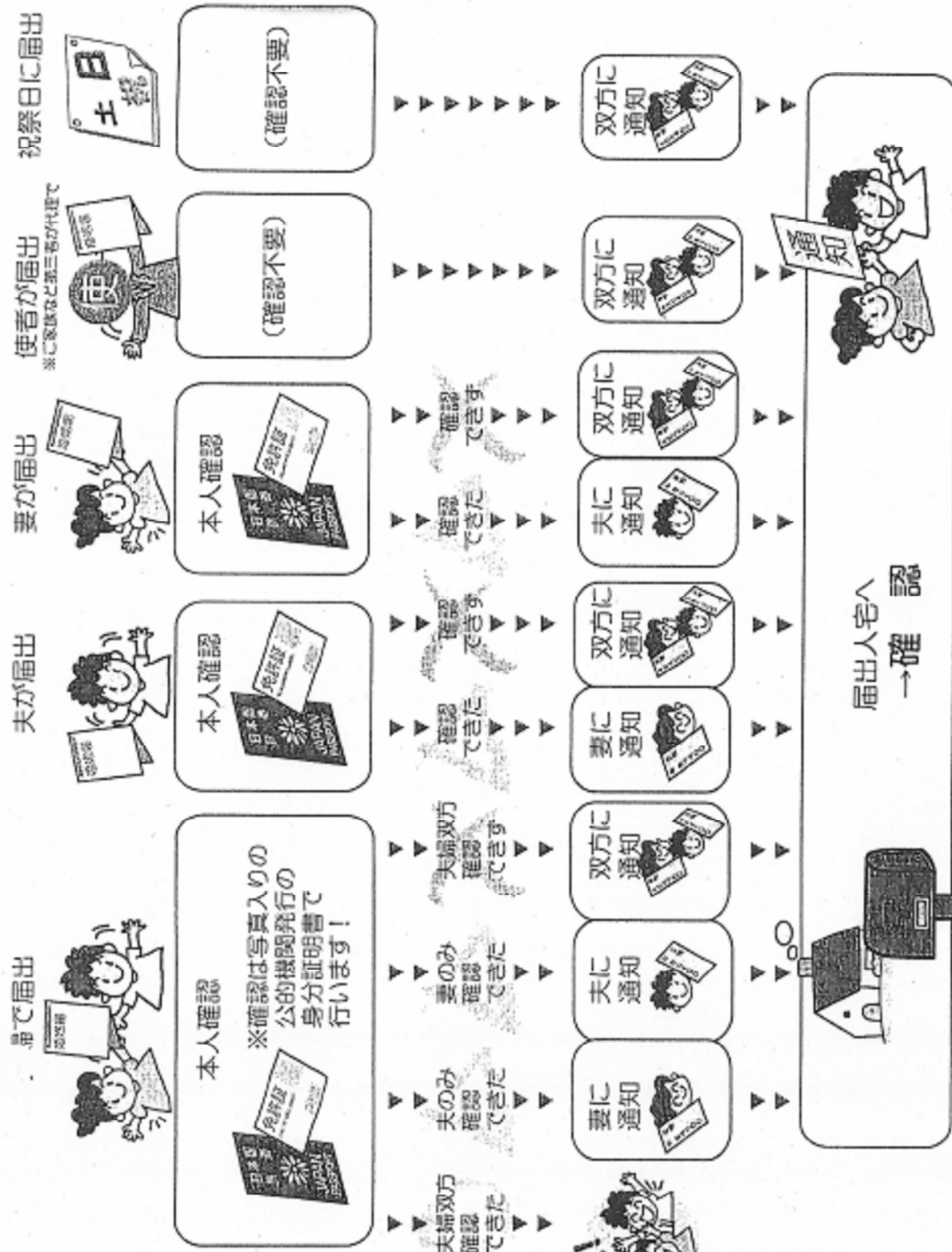


婚姻届 本人確認 のながれ

(例・婚姻および協議離婚届)



届出の戸籍簿を知らず、誤って婚姻届を提出した場合は、婚姻届を撤回し、改めて婚姻届を提出する必要があります。婚姻届を提出した日から1週間以内であれば、婚姻届を撤回することができます。婚姻届を提出した日から1週間を超えた場合は、婚姻届を撤回することができません。婚姻届を提出した日から1週間以内であれば、婚姻届を撤回することができます。婚姻届を提出した日から1週間を超えた場合は、婚姻届を撤回することができません。婚姻届を提出した日から1週間以内であれば、婚姻届を撤回することができます。婚姻届を提出した日から1週間を超えた場合は、婚姻届を撤回することができません。

事実にはあてはまらない
届出しておけない
虚偽の疑いあり
役場までご連絡ください。
なお、不受理については法務局に照会の上決定します。



差別意識の解消に向けて

同和地区の問い合わせに対する職員対応ガイドライン



太子町 政策総務部 住民人権課

差別意識の解消にむけて

【ガイドライン作成の目的】

町の行政機関や施設の窓口において、同和地区の所在の問い合わせがあった場合に、

- ① 窓口で対応する職員に必要な知識・基本姿勢を明らかにし、適切な対応につなげる。
- ② 対応を通じ、人権上の課題を把握し、啓発・情報提供等、今後の施策推進に活かす。

◆◆◆ 土地差別問題 ◆◆◆

住民「あの、ちょっとお聞きしたいのですが」
職員「はい、どのようなご用件でしょうか」
住民「〇〇地区は同和地区かどうか教えてもらいたいんですが」
職員「…」



このような問い合わせが役場（役所）などによせられることが少なくありません。

2020年、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果で、「あなたが家を買ったり借りたりする際に重視する（した）立地条件は何ですか？」という質問に対する回答で、「地域のイメージ」と回答した人の割合は47.0%、「校区の教育水準や学力レベルの評判」15.5%、「近隣に同和地区があるとされているか」11.4%となっており、現在でも同和地区に対する忌避意識があることが分かります。

このように、今日の部落差別は露骨な偏見というより、同和地区とされてきた土地の忌避意識として表れているのが特徴であり、これが「土地差別」といわれる問題なのです。

このような差別意識に基づく質問に対して「そうです」と答えても「違います」と答えても差別を助長することとなります。

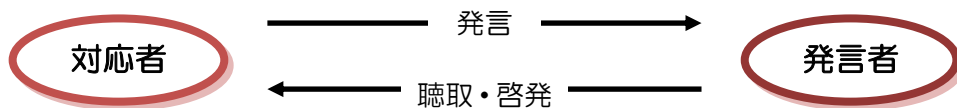


職員「なぜそのようなことをお知りになりたいのですか」
住民「そこに家を買おうと思ってるんです」
職員「それを確かめてどうなさるのですか」
住民「ただ、知りたいだけですよ」
職員「そのような質問にはお答えできません」
住民「どうして答えられないんですか」
職員「それは部落差別に関わることで
人権侵害につながるような質問にはお答えできません」

人権問題は、町のさまざまな業務を行う上で常に認識しなければならない重要な事項のひとつです。同和地区に関する情報を役場（役所）に問い合わせたり、他者から入手したり、また他者に教えたりすることは、部落差別を助長する行為です。もしこのような質問をされたら「そのような質問には答えることはできない」と毅然とした対応をしましょう。



■ 電 話 ■



I. 初期対応

※必要に応じて人権担当部局につなぐ

どのような聞き方をしてくるかわからない
→無意識?・故意?

《問い合わせの際のキーワード》

- ◆ OO地区が「同和地区」かどうかを教えて欲しい。
- ◆ OO小学校の校区には、「同和地区」が含まれますか。
- ◆ 太子町内に部落があるのか?あればどこか知りたい。
- ◆ 私には、差別する気持ちはないが、人から聞かれた。

II. 問い合わせ理由等の確認

最初の段階で結論だけを告げると、会話が終わる。
まずは、理由を聞く。

状況に応じて、できるだけ名前や連絡先を確認する。

《問い合わせの理由のキーワード》

- ◇ どうして、そのことを知りたいのか。
- ◇ 同和地区について、何か思いがあるのか。
- ◇ そのことを知って、どうしようと考えているのか。

III. 回答スタンスを明確に

- 同和地区の所在に関する問い合わせには、一切応じられない旨を徹底すること。
- あいまいな回答など、誤解されるような言動は避けなければならない。
- ただし、高圧的・強制的な口調や、紋切り型の回答を一方向的に告げるだけでは、問い合わせ者の意識を変えるようなアプローチができない場合もあるので注意すること。

IV. 相手の状況に即しながら、共感・納得につながるよう、啓発を行う

問い合わせ行為が、問題であることを理解してもらえよう、相手の立場に即して、説得力のある説明を心がける。(マニュアルの朗読調や、一方的な禁止命令調にならない。)

「ここでは教えてもらえないので、他所で聞こう。」という思いで終わるのでなく、「差別につながる。よくないことだ。」と気づき、人権意識が少しでも高まるような、啓発効果のある意思疎通に努める。

平易でわかりやすく、耳で聞いて難しい言葉は、なるべく使わない。

《説明のキーワード》

- 同和地区の所在を調べたり、それを報告することは、問題となる行為。
- 同和地区の情報を聞いたり、伝えることは、差別意識を広げることになる。
- 他人の差別意識を気にすることで、あなたも差別意識を広げることになる。
- 差別的な言動をしなくても、理由もなく忌避することは差別につながる。
- 同和地区に対する世間の評価は一面的。先入観を捨てて、自分の判断を大切に。
- 人権尊重の社会づくりに向けて、あなたから行動してください。

*注意 当該自治体の行政区域内に同和地区が存在しない場合でも、「同和地区が存在しない」と答えること自体が、同和地区に対する偏見の現れであり、不適切な対応となることに注意。

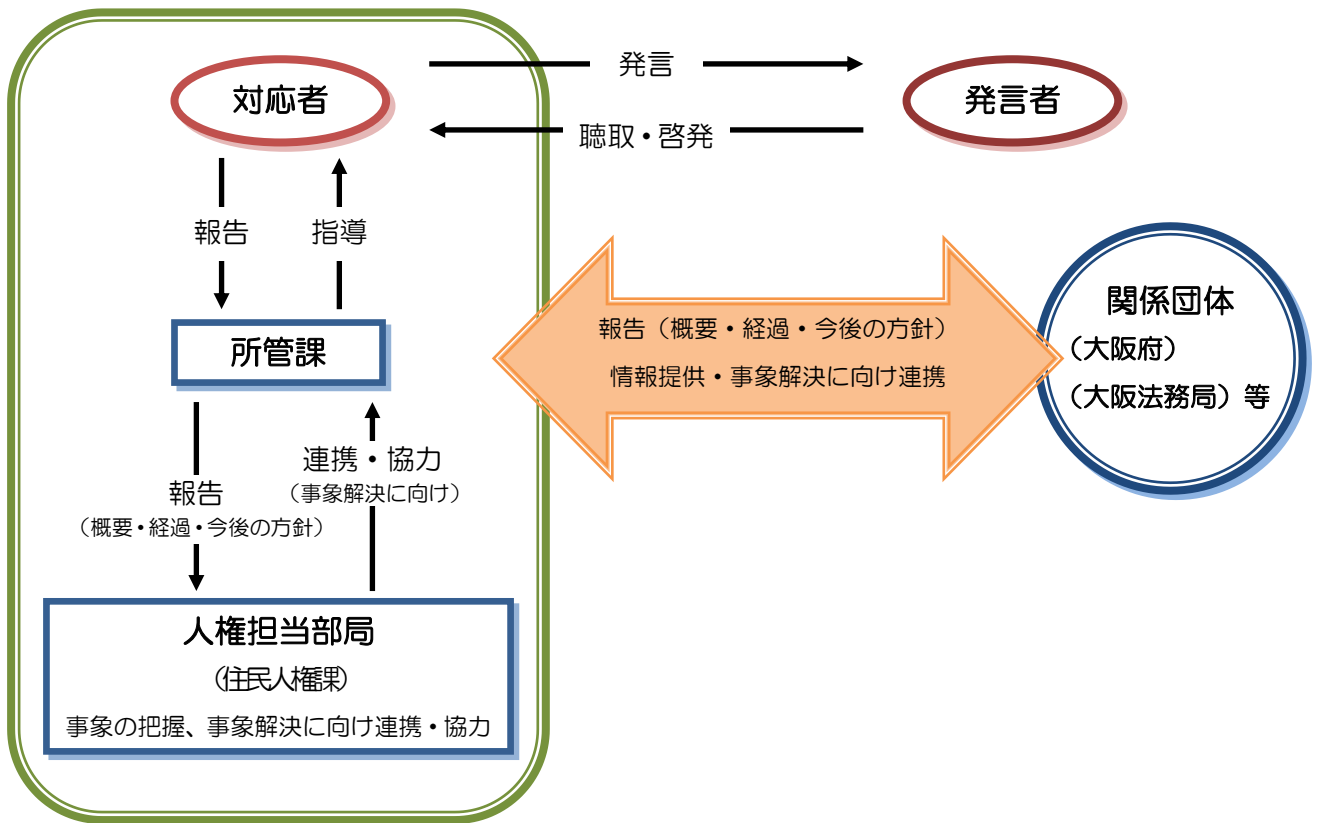
V. 情報の記録・共有・報告

* 特に電話の場合、切られたら終わり!相手のペースにのらず、話を引き出し、啓発へつなげる。

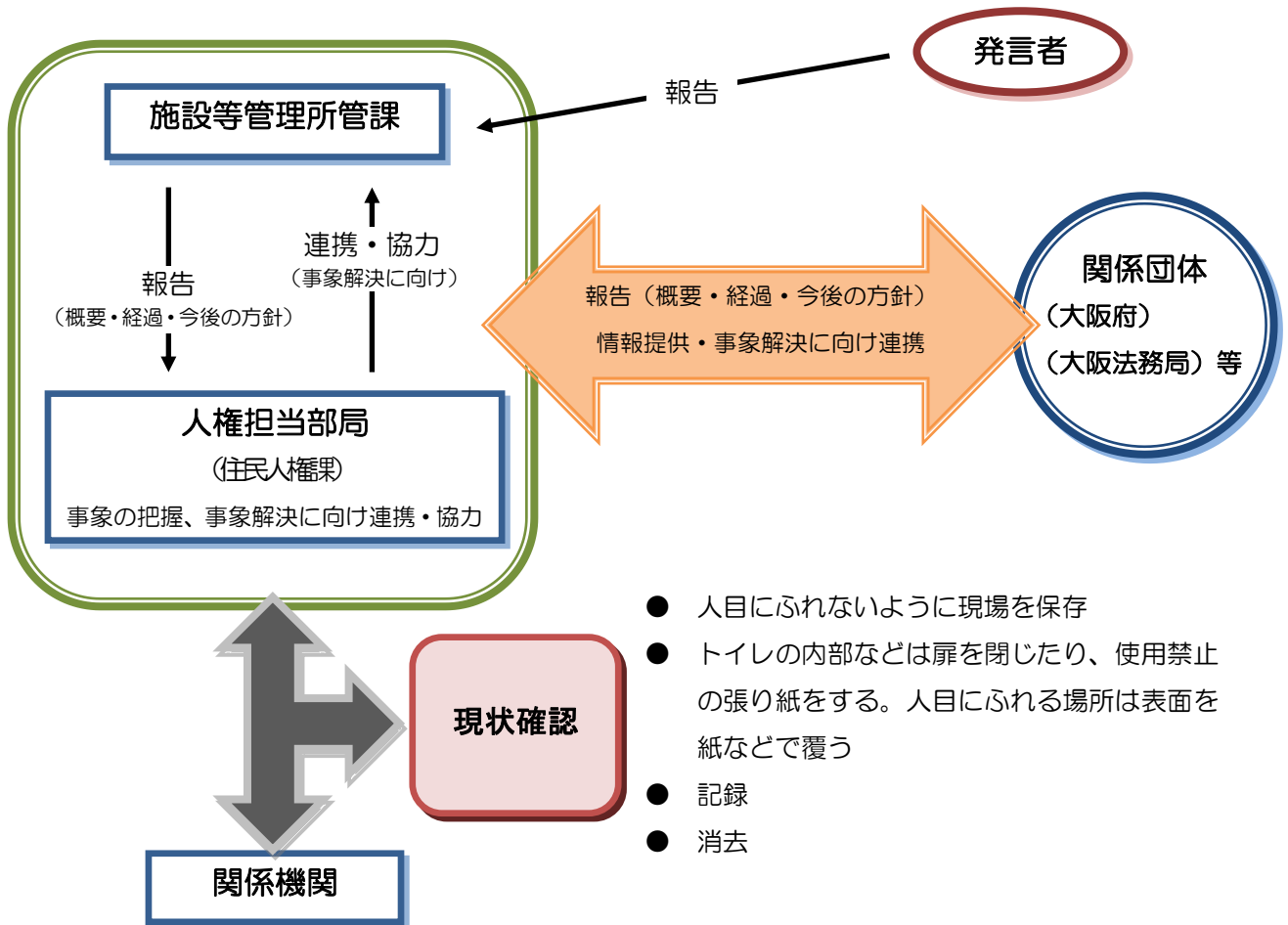
* 差別を受けた人からの問い合わせも想定されることから、特に配慮し、必要に応じて人権相談機関の紹介。



■ 差別的な発言を聞いたとき ■



■ 差別的な落書きを見つけたとき ■



◆ 問い合わせへの対応チェック・記入シート

課（施設）名		
問い合わせを受けた日時		令和 年 月 日（ ） 時 分ごろ
問い合わせ者 （わかる範囲 で記入）	名前等	
	住所	
	電話	
	Eメール	
問い合わせ手段		電話・面接・書面・その他（ ）
問い合わせ内容・要旨		例：「太子町に同和地区はありますか？」
	チェック	対応（必ずしも順序とおりではありません。）
対応時の姿勢	<input type="checkbox"/>	あわてず、じっくりと相手の話を聞く。
	<input type="checkbox"/>	最初から差別だと決め付けた対応は避け、相手を精神的に追い詰めない。
	<input type="checkbox"/>	差別を許さないと姿勢をもって対応する。
理由や背景の 引き出し	<input type="checkbox"/>	なぜ、同和地区であるか・ないかを知りたいのか、動機や事情を聞き出す。 例：「なぜ、そのようなことをお聞きになりたいのですか？」
	<input type="checkbox"/>	どのような同和問題（地区）との出会いがあったのかを聞き出す
	<input type="checkbox"/>	同和地区に対するイメージを聞きだす。
	<input type="checkbox"/>	同和地区であるか・ないかを知ってどうするのか把握する。 例：「確かめられてどうなさるのですか？」
差別性の指摘	<input type="checkbox"/>	問題点を指摘しながら、差別問い合わせであることを認識してもらう。 例：「そのようなことをお聞きになることは、差別問い合わせになります。」
答えない	<input type="checkbox"/>	あいまいな回答をせず、一切応じられないことを伝える。 例：「差別をなくすため、そういったお問い合わせには、お答えできません。」
啓発に つなげる	<input type="checkbox"/>	連絡先等の接点を確保する努力を…。 例：「もしよろしければ、お名前とご連絡先を教えてくださいませんか。」
	<input type="checkbox"/>	以後の人権啓発に努める 例：「このような問い合わせが差別問い合わせになることについて 改めてご説明させていただきます。」

◆対応が終わったら（発生したら）すぐに住民人権課に連絡してください。



ケース
1

「〇〇町は、同和地区かどうか教えてください」

- あなたはなぜ、同和地区かどうかをお知りになりたいのですか。
今後の施策の参考にさせていただきたいので、理由を教えてください。（理由確認）
- 直接、差別的な言動を行わなくても、同和地区の所在を調べたり、気にしたりすることは、同和地区に対する差別意識や偏見を持っていることになります。（問題点の指摘）
- そのような問い合わせには、お答えできません。（基本回答）
- 社会から人権侵害事象を根絶するため、ぜひ、ご理解・ご協力ください。

ケース
2

「子どもの結婚相手が〇〇に住んでいる。同和地区かどうか知りたい」

- なぜ、同和地区かどうかを知りたいのですか。何が気になるのですか。（意識確認）
- 結婚に関わって、同和地区かどうかを気にし、調べることは、差別に同調することになります。そのような問い合わせには、お答えできません。（基本回答）
- 同和地区の所在を調べたり、気にすることは、同和地区に対する差別意識や偏見を温存させることになります。生まれた場所、住んでいる場所を理由にした差別があってはなりませんよね。部落差別事象をなくしていけるよう、ご協力ください。
- また、結婚は本人どうしで意思で決まる問題ですから、それを尊重してあげることが（親として）大切なことではないでしょうか。（役割）

ケース
3

「私は差別するつもりはないのですが、
同和地区に関わると、世間や親戚の目が心配なので」

- “世間”とはどこのことですか。世間より、自身の考え方が大切ではないでしょうか。
まわりの目を気にして態度を決めるのではなく、ご自分が正しいと思われたことを選択されたらよいと思います。（姿勢確認）
- 人権啓発が進められており、部落差別をなくそうという人が増えています。（差別解消）
- 同和地区内外の交流を進め、人権尊重のまちづくりも進んでいます（積極的動向）
- あなたは、差別するつもりはなくても、他人の差別意識を気にして、同和地区や同和地区住民の方々を忌避した行為をとることで、差別をより広めていく結果につながります。（責任）
- 研修会や、講演会なども参加してみたいはいかがですか。視野が広がり、新しい気づきが得られると思います（提案）



ケース
4

「〇〇が同和地区内の物件なら、
売るときに値段が下がると聞いたので…」

- ・不動産の価値はさまざまな条件で決まるもので、将来の値段は予測できません。（説明）
一概に言えないとは思いますが、環境、利便性、価格等、その物件の現在の価値をどのように判断されるかだと思います。同和地区を理由に避けるのは、部落差別につながる忌避行為です。（問題指摘）
- ・また、土地について、同和地区であるかないかの調査や、他人への調査依頼は、差別につながる、問題となる行為です。そうした行為をしないよう、お願いします。
- ・一人ひとりが、偏見をなくしていくことで、同和問題の解決につながります。（展望）

ケース
5

「同和地区に住むと、
子どもや親戚の結婚に影響がないかと心配なのですが。」

- ・同和地区に住むことで、何か影響がないか心配なのですね。なぜ、そのように心配されるのでしょうか。（同和地区に対する意識の確認）
- ・事実として、同和地区の地区内外交流も進み、転入をされて暮らしている方がたくさんおられます。
- ・行政も同和問題の解決に取り組んでいます。町民のみなさん、一人ひとりが偏見をなくし、意識を変えていただくことが大切です。
- ・ぜひ、同和問題に対する理解を深めていただくよう、お願いします。

◆以上の例は対応する際の基本的なポイントを示したもので、これだけで完結するものではありません。

※上記以外にも、次のような視点からの問い合わせも考えられるので、注意が必要

- ・「同和地区（に住んでいる人）は“こわい”って聞いたのですが」
- ・「同和地区の校区では、教育レベルが低かったり、授業が人権教育ばかりで、成績に影響が出ないか心配です」
- ・「同和地区に住んだり、同和地区と関わると、地区出身者とみなされそうで嫌なのです」
- ・「郷土史を研究している。図書室に、〇〇の昔の村区分と名称が表示された地図はあるか」
- ・「同和地区の物件かどうかを気にされるお客さんがいるので、情報を…」（不動産業者から）

■ 補足

- ・実際の対応では、問い合わせ者の納得をなかなか得られなかったり、威圧的な口調などで、想定どおりの対応が困難な事例もある。例を参考に、機関・施設に応じた対応を検討しておくことが望ましい。
- ・電話、来庁者に限らず、問い合わせ者から、名前や連絡先を聞いた場合は、個人情報として適切に保管管理すること。

※このような差別的な問い合わせがあった場合は住民人権課までご報告をお願いします。





同和問題について

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。今もなお同和地区出身であるという理由で結婚や就職の際に不利な扱いを受けることがあります。

さらに近年はインターネットの掲示板に同和問題に関する差別事象が掲載されるなど社会的問題になっています。

同和問題はなぜ残っているのでしょうか？

それは、同和問題に対する正しい理解と認識が不足し、同和地区に対する「予断と偏見」がいまだにあるからです。決して過去のことではありません。そして「そっとしておけばなくなる」ものでもないのです。

2016（平成 28）年 12 月、部落差別解消を目指し、教育・啓発の推進を柱とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。



同和問題の現状と府民の人権意識

2020 年、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果で、「あなたが家を買ったり借りたりする際に重視する（した）立地条件は何ですか？」という質問に対する回答で、「地域のイメージ」と回答した人の割合が 47.0%、「校区の教育水準や学力レベルの評判」15.5%、「近隣に同和地区があるとと言われていないか」11.4%となっており、現在でも同和地区に対する忌避意識があることが分かります。



部落差別調査の規制


1975 年（昭和 50 年）以降、同和地区の名称や所在地、戸数、主な職業などを記載した書籍「部落地名総鑑」が売買され、結婚などの身元調査用に興信所で使用されたり、就職者の身元調査用に企業などが購入したりする事件が発覚し、大きな社会問題になりました。

これを契機に、大阪府では、1985 年（昭和 60 年）に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を定め、興信所・探偵社業者に対して法的規制を行うこととなりました。

しかしながら、2007 年（平成 19 年）、府内のリサーチ会社が同和地区の所在地等を調査・報告している事実が判明しました。このような差別につながる土地調査を防止するため、これまでの興信所・探偵社業者に加え、新たに「土地調査等」を行う者を規制の対象とし、2011 年（平成 23 年）に条例を一部改正しました（同年 10 月 1 日施行）。

※条例の詳しい内容については、大阪府のホームページをご覧ください。





戸籍謄本等不正入手・身元調査事件への対応

2005年（平成17年）以降、戸籍謄本等の不正入手事件が次々と明らかになりました。また、部落地名総鑑が大阪市内の興信所において発見されるなど、不正入手された戸籍謄本等が差別身元調査に使用されているのではないかと危惧されるような状況が生じています。

大阪府では、こうした状況を踏まえ、2006年（平成18年）3月に「大阪府戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部」を設置し、事件の真相究明並びに再発防止策等の取組みを行っています。また、本町においても同年7月に「太子町戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部」を設置しています。




太子町登録型本人通知制度

結婚や就職の際に、代理人や第三者が、住民票や戸籍謄本などを本人の知らない間に不正取得し、結婚差別や就職差別に使われるという事件が、相次いで発生しています。

この制度は、代理人や第三者からの請求により、戸籍謄（抄）本・住民票などを交付したときに、事前登録をされたかたに、交付の事実をお知らせするものです。本人の身に覚えのない不正な請求があった事を、早期に発見することができ、個人情報不正使用を防止する効果や、不正が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待できます。

※「太子町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱」

◆事前登録の対象者 本町に住民登録・本籍があるかたなど



えせ同和行為の排除

同和問題の解決を阻む大きな要因になっているものの一つに、いわゆる「えせ同和行為」があります。

えせ同和行為とは、同和問題を口実として、高額な図書や機関紙を売りつけたり、寄付金、賛助金・融資を強要するなど、不当に利益を得る行為を指します。えせ同和行為は、府民に同和問題に対する誤った差別意識を植え付けるとともに、国、地方公共団体、民間運動団体等が永年にわたって努力してきた同和問題の解決のための教育や啓発の効果を覆すことにもなりかねません。

えせ同和行為に対処するためには、同和問題に関する正しい知識を得ることを通じて、そのような行為に対して、き然とした態度で臨むことが重要です。また、窓口担当者に対応を任せきりにするのではなく、組織全体の問題として対応することも大切です。具体的な要求を受けたときは、法務局、警察、弁護士会へ相談してください。

※大阪府えせ同和行為対策関係機関連絡会(大阪法務局人権擁護部内)

Tel : 06-6942-9496



「児童虐待等の通報時」の連絡先について

役場閉庁時に「児童虐待の通報」があった場合は、次のとおりに対処してください。

例えば、

「近所の子どもが、虐待を受けているようだ。」

「子どもの泣き声や大人の「怒鳴り声」がする。」など

の電話があれば、

1. 直接連絡先 大阪府児童虐待対応 に連絡をしてもらう。

● 「^{いちはやく}189」(24時間対応) 児童相談所虐待対応ダイヤル

・大阪府夜間休日虐待通告専用電話 072-295-8737

月～金の午後5時45分～翌朝午前9時ならびに土・日・祝日・年末年始のみ

・子どもの虐待ホットライン(児童虐待防止協会) 06-6646-0088

月～金の午前11時～午後4時(土・日・祝・年末年始・8/13-15を除く)

・チャイルド・レスキュー110番(大阪府府警本部)

0120-00-7524または06-6943-7076

24時間、365日対応

●通報した人の「連絡先(電話番号)と氏名」を控えてください。

1. で連絡がとれない場合

●通報した人の「連絡先(電話番号)と氏名」を必ず控えてください。

「折り返し、係の者が連絡します。」と伝えてください。

●その後、次へ連絡してください。

【子育て支援課】 課長 → 課長補佐 → 担当者

1	課長		携帯
2	課長補佐		携帯
3	担当		携帯

Z:¥子育て支援課¥★子育て支援課共有ファイル¥①全般(事務担当、事務事業等) ¥00-1.緊急連絡

「放課後児童会」に関する連絡先について

- 原則、放課後児童の保護者は各教室に連絡することとなっています。

(電話&FAX)

磯長教室	白組	9 8 - 5 5 6 1
	緑組	9 8 - 5 5 4 2
	赤組	9 8 - 5 5 0 9
	青組	9 8 - 5 5 4 1
山田教室		9 8 - 3 4 4 2

- 教室に連絡がつかず、緊急を要する場合は、下記の子育て支援課 職員へ連絡してください。

【子育て支援課】 課長 → 課長補佐 → 担当者

1	課 長		携帯
2	課長補佐		携帯
3	担 当		携帯

『福祉介護課』

○「行旅病人及び行旅死亡人発見の場合」に関する連絡先について

【福祉介護課（職員）】

課 長		(自宅)	
		(携帯)	

<参考>

○行旅病人等の範囲

- ・ 飢えにより歩行できなくなった行旅者。
- ・ 行旅中の妊産婦であって手当を要するが、その途を有しない者。
- ・ 行旅者又は住所及び居所のない者若しくは明らかでない者であって、引取者がなく、かつ、警察官が救護の必要があると認めて引渡した者。
- ・ 行旅死亡人には、引取者のない死胎児も含まれる。

○「障がい者虐待等の通報時」の連絡先について

※ 役場閉庁時に「障がい者虐待の通報」があった場合は、次のとおりに対処してください。

例えば

「近所の障がい者が、虐待を受けているようだ。」 「障がい者の泣き声や「怒鳴り声」がする。」など
--

の電話があれば、

1. 通報した人の「連絡先（電話番号）と氏名」を必ず控えて、「折り返し、係の者が連絡します。」と伝えてください。
2. その後、次へ連絡してください。
(課長に連絡がつくまで連絡してください。)

【福祉介護課（職員）】

課 長		(自宅)	
		(携帯)	

『健康福祉部 いきいき健康課（地域包括支援センター）』

○「太子町高齢者等見守り安心事業」に伴う高齢者宅異変時の通報時連絡先について

※役場閉庁時に、**布亀株式会社**より「太子町高齢者等見守り安心事業」に伴う高齢者宅異変時の通報があった場合は、次のとおり対処してください。

例えば

- 宅配したものが、取り込まれていない。
- 新聞、郵便等の配達物が溜まっている。
- 何日か呼びかけても反応がない。
- 数日前から洗濯物が干したままで、取り込まれていない。
- 昼間に雨戸が閉じたままになっている。
- 昼間に電気がつけっぱなしになっている。
- 夜間になっても電気がつかない。
- 会話がかみ合わない（認知症の傾向） 等々

の電話があれば、

1. 通報した人の「連絡先（電話番号）と氏名」を必ず控えて、「折り返し、係の者が連絡します。」と伝えてください。
2. その後、次へ連絡してください。
(①の課長に連絡が繋がらなければ、②の職員へ連絡がつくまで連絡してください。)

【健康福祉部 いきいき健康課】

①	課 長		(自宅)	
			(携帯)	
②			(携帯)	

『健康福祉部 いきいき健康課（地域包括支援センター）』

○「太子町高齢者地域見守り推進事業」に伴う高齢者宅異変時の通報時連絡先について

※役場閉庁時に、**大阪いずみ市民生活協同組合**より「高齢者地域見守り推進事業」に伴う高齢者宅異変時の通報があった場合は、次のとおり対処してください。

例えば

- 宅配したものが、取り込まれていない。
- 新聞、郵便等の配達物が溜まっている。
- 何日か呼びかけても反応がない。
- 数日前から洗濯物が干したままで、取り込まれていない。
- 昼間に雨戸が閉じたままになっている。
- 昼間に電気がつけばなしになっている。
- 夜間になっても電気がつかない。 等々

の電話があれば、

1. 通報した人の「連絡先（電話番号）と氏名」を必ず控えて、「折り返し、係の者が連絡します。」と伝えてください。
2. その後、次へ連絡してください。
(①の課長に連絡が繋がらなければ、②の職員へ連絡がつくまで連絡してください。)

【健康福祉部 いきいき健康課】

①	課 長		(自宅)	
			(携帯)	
②			(携帯)	

『健康福祉部 いきいき健康課（地域包括支援センター）』

○「太子町認知症高齢者等SOSネットワーク」閉庁時の連絡体制について

※役場閉庁時に、**住民及び富田林警察署**より「太子町認知症高齢者等SOSネットワーク事業」に伴う高齢者の行方不明等の通報があった場合は、次のとおり対処してください。

例えば

- 家族が散歩に出たが、帰ってこない。
- 警察には行方不明の届け出をしたが、役場にも相談するよう言われた・・・
- 道に迷っている人を保護している。
- 道に迷った人の「見守りシール」の二次元コードを読み込んで、連絡している。
等々

の電話があれば、

1. 通報した人の「連絡先（電話番号）と氏名」を必ず控えて、「折り返し、係の者が連絡します。」と伝えてください。
2. その後、次へ連絡してください。
(①の課長に連絡が繋がらなければ、②の職員へ連絡がつくまで連絡してください。)

【健康福祉部 いきいき健康課】

①	課 長		(自宅)	
			(携帯)	
②			(携帯)	

いつまでも、住み慣れた太子町で安心して

いきいきと暮らし続けるために

見守りシールを配布します

個別の登録番号と地域包括支援センターと警察署の電話番号が読み取れる二次元コードを印字したシールを衣類や靴などに貼付することにより、高齢者等の居場所がわからなくなったときの早期発見・保護につながります。

【見守りシールの貼付イメージ】



シールの二次元コードをスマートフォンのカメラで読み取ると下記が表示されます。

身元がわからない時は下記の連絡先に電話をお願いします。

- ◇平日(午前9時から午後5時30分)
太子町健康福祉部いきいき健康課
☎0721-98-5538
- ◇上記以外の場合
富田林警察署
☎0721-98-1234

【拡大図】

【対象者】 町内に居住する徘徊のおそれのある認知症高齢者等（若年性認知症を含む）

※施設等に入所中の方は対象になりません。

【登録方法】 太子町地域包括支援センターで SOS ネットワーク事業の事前登録届を提出。

登録には登録する方の写真が必要です。登録後に見守りシールを10枚配布します。

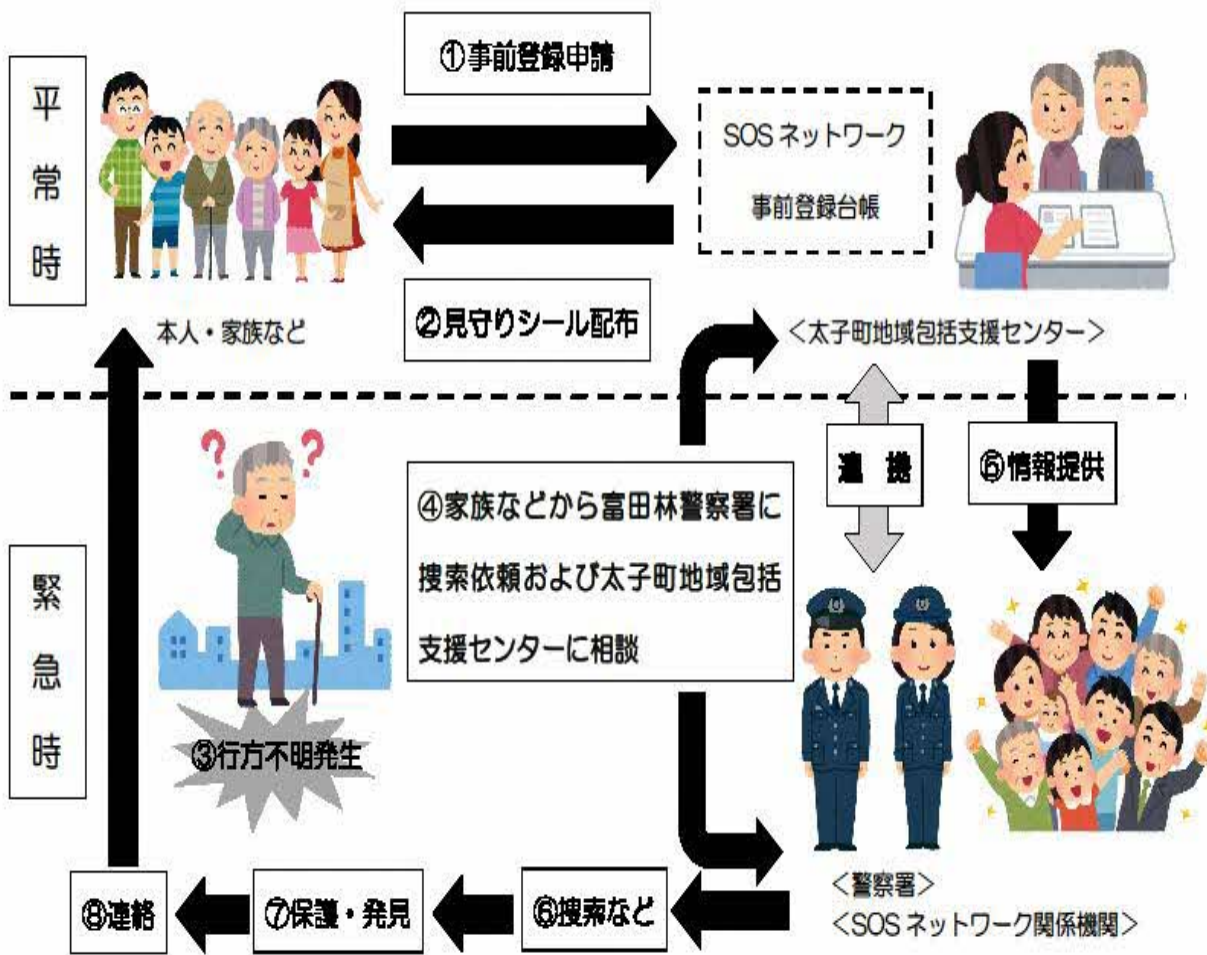
※太子町認知症高齢者等 SOS ネットワークは、個人情報を登録することで行方不明などの際に警察署および SOS ネットワーク関係機関と連携をとり、行方不明者の早期発見に役立てる目的で実施しています。

【費用】 無料

【申込・問い合わせ】 太子町いきいき健康課（地域包括支援センター） ☎98-5538

太子町認知症高齢者等 SOS ネットワークの流れ

～道に迷う、行方不明になったとき、事故を未然に防いで早期発見につなげることを目的としています～



情報セキュリティ緊急時連絡手順

令和7年4月1日現在

コンピューターウイルス・情報資産に対する攻撃予告などについて、大阪府 スマートシティ戦略部 戦略推進室 地域戦略推進課より連絡があった場合、下記の順番にて連絡を行ってください。

順番	氏名	TEL（携帯）	TEL（自宅）
1			
2			
3			
4			

個人情報適切な管理について

警備業務に従事するすべての者は、常日頃からその責任を認識し、次のとおり個人情報（氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）の適切な管理に努めること。

記

- 本マニュアルに記載している職員の連絡先等を含む業務上知り得たすべての個人情報は、第三者へ提供しないこと（但し、法令に基づく場合を除く）。また、当該個人情報は、第三者に簡単に読み取られたり、紛失したりすることがないように適切かつ安全に管理すること。

通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不正な圧力を排除する目的から、太子町が設置する通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話開始とともに又は通話中に自動又は手動で通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (2) 録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声をいう。
- (3) 職員 太子町個人情報保護条例（平成13年3月28日条例第4号。以下「条例」という。）第3条第2項に規定する職員をいう。

(管理責任者の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、当該装置が設置されているグループ等に通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、各グループ等の長をもって充てる。

(個人情報保護)

第4条 管理責任者は、条例を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。
- 3 職員または職員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音装置の使用)

第5条 職員は、通話録音装置を使用するときは、相手方に録音し、又は記録することを告知したうえで使用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 脅迫、恐喝など不当要求行為に該当する場合、刑事事件に発展するおそれがある場合その他トラブル等に発展するおそれがあると認められるとき。
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、告知しないことがやむを得ないと認められるとき。

(録音データの保存及び廃棄)

第6条 録音データの保存期間は、録音又は記録された日から最長3か月間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 録音データは、録音し、又は記録した時の状態で保存し、加工してはならない。
- 3 第1項に規定する保存期間を経過した録音データは、上書き等の操作により消去を行う。
- 4 録音データは複製してはならない。ただし、通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要であると町長が認めた場合においては、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により録音データを電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録した媒体をいう。以下同じ。）に記録した場合は、当該電

磁的記録媒体を、施錠することができる収納庫等に保管しなければならない。

- 6 管理責任者は、電磁的記録媒体を破棄する場合には、破碎を行うなど、通話内容が再現不可能になる方法で破棄するものとする。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 録音データ及び電磁的記録媒体は、通話録音装置の設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、条例第7条第1項の規定により行うときは、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項ただし書きの規定により録音データ及び電磁的記録媒体を利用し、又は第三者に提供しようとするときは、条例の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

(開示請求等)

第8条 管理責任者は、自己情報に係る録音データの開示請求等があったときは、条例の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月22日から施行する。

VR-D175/175A 操作早見表

録音

■手動録音方式のとき

●録音開始

【待機画面】のときに操作します。

録音 ボタンを押します。

※録音が開始し、録音ランプが赤色で点灯します。

●録音終了

停止 ボタンを押します。

※録音が終了し、録音ランプが消灯します。

■録音中の操作

録音中に操作します。

●重要マークを付ける

重要 ボタンを押します。

※該当の録音に「重要マーク」が付きます。

●次のファイルに進む

早送 ボタンを押します。

●重要マークを付ける

重要 ボタンを押します。

※該当のファイルに「重要マーク」が付きます。

●録音日時を表示する

録音 ボタンを押します。

※約3秒間、そのファイルの録音日時を表示します。

■ファイルの操作

【待機画面】および【録音情報表示画面】のときに操作します。

●録音残量表示

停止 ボタンを押します。

●ファイルの移動

巻戻 または **早送** ボタンを押します。

●録音情報の表示

ファイルの移動時に、5秒間録音情報を表示します。

録音情報表示中に **セキュリティ** ボタンを押します。

※ファイルの録音時間を表示します。

●ファイルの消去

ファイルを選択し、**消去** ボタンを2回押します。

●全てのファイルの消去

消去 ボタンを全消去が表示するまで2秒間押します。

もう一度 **消去** ボタンを押します。

●重要マークの消去

重要ファイルを選択して **重要** ボタンを2秒間押します。

(注意) 重要ファイルモードでは消去できません。

再生とファイル操作

■再生

【待機画面】のときに操作します。

1 **再生/一時停止** ボタンを押します。

※再生が始まります。

■再生中の操作

再生中に操作します。

●一時停止

再生/一時停止 ボタンを押します。

※再生を再開するときは、もう一度 **再生/一時停止** ボタンを押します。

●巻き戻し、早送り

巻戻 または **早送** ボタンを0.5秒以上押します。

●再生中ファイルの冒頭に戻る

巻戻 ボタンを押します。

●1つ前のファイルに戻る

巻戻 ボタンを2回押します。

(注意) ボタンを押す間隔は、0.5秒以内にします。

■重要ファイルモード

【待機画面】のときに操作します。

1 **重要** ボタンを押します。

※「重要マーク」が点滅します。

2 重要ファイルだけが操作の対象となります。

3 【待機画面】のときにもう一度 **重要** ボタンを押すと、重要ファイルモードは解除されます。

セキュリティの一時解除

【待機画面】のときに操作します。

1 **セキュリティ** ボタンを押します。

※【暗証番号入力画面】になります。

2 操作ボタンで暗証番号を入力します。

※セキュリティロックが一時解除され、セキュリティマークが点滅します。操作終了後約10秒間ボタン操作がないとセキュリティロックの状態に戻ります。

◎太子町コミュニティバス運賃及び両替用硬貨袋の管理、
バス内忘れ物落とし物の受け取り、
バス待合スペースの開閉について（警備員マニュアル）

1. 太子町コミュニティバス運行管理受託事業者
令和7年度・・・大阪第一交通㈱

2. 警備員室に保管してある荷の種類
 - ①運賃（車両2台分）
 - ②両替用硬貨袋（車両2台分及び予備硬貨袋）
 - ③運行管理に係る各帳票類
 - ④太子町コミュニティバス1号車・2号車及び予備者の鍵、運賃保管金庫の鍵
 - ⑤IC車載機予備品

3. 運行管理業務の流れ
 - ・毎朝、運行業務開始前（午前5時頃～5時30分）に運行管理受託事業者の乗務員が出勤し、当日分の両替用硬貨袋を取りに来るので、役場庁舎入口の開錠を行ってください。
 - ・運行業務終了後、同日中（1号車 午後8時～9時頃、2号車 午後11時～午前0時頃）に運行受託事業者が運賃及び両替用硬貨袋を渡しに来るので、乗務員帰宅後に庁舎の施錠を行ってください。
 - ・緑の回廊（バス待合スペース）の開錠は、平日6時、土日祝日6時30分までに、また、施錠は、平日22時45分、土日祝日22時20分以降に自動扉の開閉を行ってください。

4. バスの忘れ物・落とし物の受け取り
 - ・コミュニティバス車内での、忘れ物・落とし物があった際、受託事業者乗務員より預かってください。（土日、祝日の場合は開庁日まで保管してください。なお、その間に持ち主からの連絡があった場合、本人のものであることが確認できれば返却してもらっても構いません。）
 - ・翌朝業務終了後、警備員室のカギを返却される際に総務財政課へ預かっている忘れ物・落とし物を届けてください。

5. コミュニティバス遅延時の問合せ対応
 - ・コミュニティバスの運行ダイヤが、交通状況や事故・故障等で10分以上遅れる場合は、受託事業者乗務員より、役場に電話連絡が入ります。遅延理由等を聞き取り、バス利用者からの問合せがあった際は、対応してください。

【秘書政策課連絡先】

第一連絡先	秘書政策課 主査	(携帯)
第二連絡先	秘書政策課 課長	(携帯)
第三連絡先	秘書政策課 課長補佐	(携帯)